

県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社の営業損害について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた平成29年1月分から同年12月分までの逸失利益（原発事故の影響割合5割）のほか、追加的費用（費用出捐の内容に応じて、必要性、相当性等を考慮し、支出額の2割ないし10割）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

自 平成29年1月1日 至 同年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金18,909,282円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が

署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年9月11日

（仲介委員 尾野 恭史）

別紙

損害項目		損害金額	備考
逸失利益		金 2,533,700 円	
追加的 費用	検査機器校正費用	金 101,412 円	
	検査にかかる費用	金 258,941 円	検査費
		金 8,640 円	運搬費
	除染費用	金 151,589 円	防塵マスク購入費
	ボイラー作業人件費	金 15,525,000 円	
特定廃棄物（焼却灰）管理費用	金 330,000 円		
合 計		金 18,909,282 円	